

岩手県告示第774号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手日建工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町満屋103番地1
 - ウ 代表者の氏名 来内茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7873号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで建築工事業、大工工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年9月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社前田
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字宮野26番地
 - ウ 代表者の氏名 前田輝男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第90100号
 - (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月30日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年9月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社岩手日建工業
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市鬼柳町満屋103番地1
 - ウ 代表者の氏名 来内茂
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第7873号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年9月25日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。